

町営住宅入居申込必要書類一覧
提出先：役場建設課管理係

必ず提出する書類	入居申込書	記入例に従い、該当部分すべてをご記入ください。	check欄
	住民票	・本人及び同居者、別居控除対象配偶者、別居扶養親族全員の住民票を各1通提出してください。(続柄がわかるもの)	
	令和6年度課税台帳記載事項証明書	・本人及び同居者、別居控除対象配偶者、別居扶養親族の内、所得の有無にかかわらず18歳以上の方全員のもの(学生であっても18歳以上の方は必要になります)を各1通提出してください。 [18歳未満(中学・高校生等)でも所得がある方(パート・アルバイトを含みます)は年齢に関係なく必要です] 町内の方は、役場窓口で交付されます。 (令和6年1月1日現在世羅町以外の市町村に在住されていた方につきましては、当時在住していた市町村で課税台帳記載事項証明書を請求し、提出してください)	
	納税完納証明(申請)書 または 滞納がないことを証明する書類	・入居希望者全員の納税完納証明が必要です。 (市町村税の滞納がないことを証明する書類) (令和6年1月1日現在世羅町以外の市町村に在住されていた方につきましては、当時在住していた市町村で納税証明書を請求し、提出してください)	

追加して必要となる書類	① 次の事項に該当する方(必ず提出してください)		check欄
	戸籍謄本	別紙「戸籍謄本が必要な項目」に該当する方は、本人及び同居者、別居控除対象配偶者、別居扶養親族全員について掲載されている戸籍謄本を提出してください。	
	婚約証明書および誓約書	現在婚約中の方で、入居と同時にまたは入居後3ヶ月以内に相手方が入居される方(婚約相手の家族で入居を希望する方も含む)	
	生活保護受給証明書	生活保護を受給されている方	
	立退き要求書など	現居住地が都市計画などに基づき立ち退きを要求されている方 (立ち退きを要求されていることを証明する書類を添付してください)	
	罹災証明書	災害により家屋が滅失された方	
	婦人相談所・婦人保護施設などの配偶者からの暴力(DV)被害者証明書 または裁判所の保護命令書	配偶者からの暴力(以下DV)被害者(次のいずれかに該当する方) ・DVの防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令中の被害者 ・婦人相談所においてDVによる一時保護または一時保護委託をしているもの。 ・DVを理由に婦人保護施設及び母子生活支援施設へ現在入所しているもの。または退所者	

追加して必要となる書類	② 次の事項(勤務関係)に該当する方(希望者は提出してください。家賃計算の資料とさせていただきます)		
	給与支給証明書	令和5年1月2日から現在まで転職又は新たに就職した方 (現在の勤務先で証明を受けてください)	
	雇用保険受給資格証(写)又は 退職証明書	令和5年1月2日以降で退職して以降就職しておらず、現在所得の無い方	

追加して必要となる書類	③ 裁量階層に該当する方 次表のいずれかに該当する世帯は、裁量階層に該当しますので、希望者は区分ごとに必要な書類を提出してください。 裁量階層とは、高齢者、障害者、子育て世帯などの特に居住の安定を図る必要がある方で、入居基準および収入超過基準を緩和しています(別居扶養親族は裁量階層に該当しません)		
	該当区分		提出書類
	A 身体障害者	(1級～4級)	身体障害者手帳の写し
	B 精神障害者	(1級・2級)	精神障害者保健福祉手帳の写し
	C 知的障害者	(最重度A・重度A・中度B)	療育手帳の写し
	D 高齢者	入居申込日現在において世帯主が60歳以上であって、かつ同居者全員が60歳以上又は18歳未満の方である世帯	特にありません。 (住民票で年齢を確認します)
	E 戦傷病者	(特別項症から第6項症まで、第1項症)	戦傷病者手帳の写し
	F 原爆被害者	医療給付受給者に限ります (健康管理手当受給者は該当しません)	医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
	G 引揚者	(海外からの引揚げ後5年以内)	引揚げ証明書の写し
	H ハンセン病療養所入所者等	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定する方	ハンセン病療養所入所者等であることの写し
	I 子育て世帯	(小学校就学前の子供がある世帯)	特にありません。 (住民票で年齢を確認します)
			check欄

※ 書類請求時に手数料等がかかる場合があります。詳しくはそれぞれの請求窓口でご確認ください。